

令和 7 年度
水巻町地域密着型サービス事業者公募要項

(定期巡回・随時対応訪問介護看護)

令和 7 年 4 月

水巻町福祉課

1 はじめに（一般公募について）

水巻町では、福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画（第9期）に基づく地域密着型サービスの施設整備を進めるにあたり、水巻町内において地域密着型サービスを提供する事業者の公募を行います。

水巻町での事業者選定は、整備事業者の指定を確定するものではなく、福岡県介護保険広域連合が同連合の地域密着型サービス運営委員会での審議を経たうえで決定されます。

2 公募する地域密着型サービス

本公募における地域密着型サービスの種類等は、以下のとおりです。

開設年度	サービスの種類	募集整備数	整備地域
令和7年度	定期巡回・随時対応訪問介護看護 ※ 一体型・連携型ともに可	1	町内全域

※サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者へのサービスの割合は全利用者の50%未満とすること。

3 公募の応募資格

補助対象事業者の応募資格については、以下の要件等を満たすものとします。

- ① 介護サービスの実績を持つ法人であること。
- ② 応募者は、整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- ③ 運営する法人及びに代表者について、国税、県税、町税等を滞納していないこと
- ④ 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと。
- ⑤ 水巻町暴力団排除条例第2条1項2項に定める者及び団体に該当しないこと。
- ⑥ 令和7年度中に地域密着型サービス事業者の指定を受けることが見込まれること。
- ⑦ 国の補助金が認められない場合でも自己資金での整備が可能であること。
- ⑧ 施設を整備する土地及び建物は、事業者が所有権を有するか取得が見込まれること、又は賃借契約の締結が確実であり事業の継続性が十分確保されていること。
- ⑨ 事業所運営に必要な土地・建物を賃借する場合は事業開始後、10年以上賃借が確実であること。
- ⑩ 土地・建物については、事業実施に支障がないか等、事前に関係部署等に相談しておくこと。
特に、地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し協力が得られる状態であることが重要。
- ⑪ 令和7年度に整備が完了し、ただちにサービス提供が見込めること。

- ⑫ 福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例(平成25年条例第1号)など介護保険等の基準を満たし、その他関係する法令にも適合していること。

4 開設計画

開設計画については、以下の点にご留意ください。

(1) 土地・建物等について

① 土地・建物を購入により取得する場合

- ・応募の段階では所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できる条件付契約書(※)などを添付すること。

② 土地・建物を賃借する場合

- ・応募の段階では賃借が開始されていなくても、賃借が確実であることが確認できる条件付契約書(※)などを添付すること。

(※) 公募で選定されなかった場合は、契約等が無効であることなどを明記したもの。

なお、応募にあたっては、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法及び関係法令等を遵守してください。(福岡県福祉の町づくり条例、福岡県介護保険広域連合条例も注意のこと。)

4 応募の受付

応募受付	令和7年4月1日(火)～令和7年5月30日(金) 午前9時～午後3時まで (土・日・祝日は除きます。)
------	--

※郵送による受付は行いません。予め電話予約の上ご来庁ください。

5 提出書類

- 別表「応募に係る提出書類一覧表」をご参照ください。
- 提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了承ください。
また、応募書類の提出に要する経費は全て応募者の負担とします。
- 書類は、原則として全てA4判でファイルに綴じたものを10部(正本1部、副本9部)提出してください。なお、副本は正本をそのままコピーしたもので構いません(原本証明は不要)
※項目ごとに、書類名を表記したインデックスを付けてください。
- 正本について
賃貸借契約書などは、本来、契約者同士で原本を保管するものなので、応募にあたっては写しの提出で構いません。また、その場合、代表者名で次のような原本証明をしてください。

(代表者名による原本証明の見本)

この写は原本と相違ありません。		
年	月	日
法 人 名	○ ○ ○	法人印
代表者名	○ ○ ○	

※原本証明に押印する法人印は、印鑑証明の印影と同じものを使用してください。

- 提出された書類の提出期限後の差替え及び再提出は認めません。ただし、水巻町からの指示により、書類を修正、追加する場合があります。
- 提出された申請書類は、水巻町情報公開条例の対象となりますので、同条例の規定により公開されることがあります(非公開情報は除きます)。

6 補助金等

本公募に伴う開設準備等に対しては、福岡県地域密着型施設等整備補助金を財源として水巻町から補助金を交付する予定です。なお、補助金は交付申請に基づいて福岡県の審査等により決定されます。

※令和7年度中の着工及び工事完了(竣工)が条件です。

※他の負担(補助)制度により、当該事業の一部が負担又は補助される場合は、本補助金の対象となりません。

- (1) 福岡県地域密着型施設等整備補助金交付要綱の規定に基づきます。
- (2) 町が選定したことをもって、補助金の交付が約束されたものではありません。
- (3) 資金計画及び事業計画を立てるにあたっては、県補助金の不採択または減額の可能性があるため、補助金が交付されない内容で資金計画を作成するようお願いします。
- (4) 福岡県地域密着型施設整備等整備補助金要綱に基づき、入札により契約締結業者等を決定してください。

【福岡県地域密着型施設等整備補助金】予定

区分	補助上限額	補助対象経費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13,280千円	・開設前の6か月間に係る需用費、使用料、賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費及び委託料

7 禁止事項と欠格事項等について(重要事項)

選考委員会で検討し町が選定した後に、下記の要件に該当した場合は審査結果にかかわらず失格とします。

- ① 書類の提出期限後(選考委員会まで)及び町が実施する選考委員会の前に次の行為を行った場合、審査を行うことなく失格とします。
 - 委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
 - 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - 重要な事項(建設場所・施設種別・定員・資金の確保等)の変更があった場合
 - その他町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合
- ③ 選考委員会で検討し町が選定した後に、下記の要件に該当した場合は、審査結果にかかわらず失格とします。
 - 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - 重要な事項(建設場所・施設種別・定員・資金の確保等)の変更があった場合
 - その他町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合
- ④ 水巻町暴力団排除条例に基づき、暴力団等への関与が判明した場合は、選考前については審査を行うことなく失格とし、選考後においては、審査結果にかかわらず失格とします。

8 事業者の選定

- (1) 整備事業者は、町が実施する地域密着型サービス選考委員会において審査選定を行い、公正に決定します。
- (2) 審査の過程で町が必要と認める場合は、調査、または追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) 整備事業者の応募がない場合及び整備事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。
- (4) 審査の結果、整備事業者なしとする場合があります。
※町からの選定は指定を確定したものではありません。事業者の指定は広域連合が行います。
- (5) 選定結果は、応募された全事業者へ文書にて通知します。

(6) 選定スケジュールについて

期間	内容
令和7年4月～5月	応募申込書受付 (午前9時～午後3時まで)
令和7年6月	水巻町地域密着型サービス選考委員会開催
	事業者選定結果通知

9 審査基準

審査の着眼点は下記のとおりです。

審査の着眼点等
基本方針に関すること
● 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業を行う理由
● 法人の経営理念
運営方針に関すること
● 利用者への情報提供・情報公開
● 利用者へのサービス提供のあり方
● サービスの質の向上策
● 職員の育成・職場環境
● 人員の確保等
利用者保護対策
● 尊厳保持の方策
● 苦情解決の仕組み
● 事故発生時の対応
● 非常時及び災害時の対策
● 虐待防止対策
● 個人情報保護対策
● 衛生管理や感染症対策
将来性
● 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所としての工夫や取組み
● 地域の介護拠点としての取組み
● 地域貢献について
その他
● 地域住民への十分な説明と理解
● 関係機関との連携等

10 今後の日程(予定)

【令和8年4月1日に開設する場合の一例】

		補助金	指定関係
R7	4月		
	5月		
	6月		事前協議書提出 新規指定申請
	7月	交付申請	
	8月		
	9月	交付決定通知	地域密着型サービス 運営委員会
	10月		
	11月	交付決定～開設日前 最大6ヵ月	
	12月		新規指定通知
R8	1月		
	2月		
	3月		

- 実績報告書
- 補助金確定通知
- 補助金支払い

11 その他

① 選定前までの辞退について

書類の提出期限後、整備事業者選定の前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届（任意様式）を提出してください。

② 選定後の辞退について

整備事業者として選定された後に辞退することは、本町および広域連合の計画全体に大きな支障をきたすことになります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

事業者選定後は、町の意見書を広域連合へ提出しているため、選定後に辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等を、町の選考委員会等にて説明していただきます。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

- 応募に当たって不明な点等がある場合は、電子メールで送付してください。
内容によって折り返し回答又は Q & A として回答します。
- 公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。
- 相談等で来庁する場合は、必ず事前に電話で連絡を入れてください。

【問合せ先・書類の提出先】

〒807-8501 水巻町頃末北一丁目1番1号

水巻町 福祉課 高齢者支援係

TEL: 093-201-4321

FAX: 093-201-4423

E-mail: koureisya@town.mizumaki.lg.jp